

市民社会フォーラム第198回学習会

ゲスト:津久井進

“居住の権利、を
知っていますか？”

“住む環境、は
基本的人権



我が国の被災地の最大の課題

一人ひとりの被災者が
大事にされていない！

（災害法制の課題でもある）

一人ひとりの被災者が
大事にされていない！

暮らし

住まい

いのち

在宅被災者の現実



災害復興の王道は、憲法の実践にあり。
一人ひとりの尊重。(憲法13条)
ひとりひとりの笑顔のために・・・

	在宅被災世帯	仮設住宅世帯
義援金	有り 種類別によって無い世帯も。	有り
市十字家電も点セット	無し	有り
暖房器具支援	無し	有り
住宅再建 <small>市町村により制度設置あり</small>	助成金最大150万円 壊れた家屋に暮らす方も・・・	借居住宅。高台移転など選択肢多数 無し。資金的な問題で悩む方は多い
集会場	被災して無くなった地域多数。 自治体での再建困難。	有り。 区神楽保大団員の救済大。
コミュニティ再生	基本的に住民まかせ。 地区会長不在の地区も。	住民主体も寄り添い支援の ボランティアなどの存在あり
居住環境	被災場所に住む。不便。 住民バスも仮設中心に運行	狭いなど不満あるが、移動支援、 買い物支援など様々な支援が集中
見守り見守り	既存の行政サービスに見守りとして いるが、アンパワー不足は決定的	市民一体となった取り組み

1人1人の笑顔の為に・・・

MAKE a SMILE

いつか、いっしょに笑いましょう!

東日本大震災 一般社団法人 チーム王冠



災害救助法

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
(※遺体の処理, 障害物の除去)

割超

財に指定されている熊本城、阿蘇神社などのほか、未指定の歴史的建造物にも多くの被害が出た。熊本地震の被害については、内閣府が5月に熊本県分を1兆8千億、3兆8千億円とする推計を発表した。

一方、県は熊本地震の復旧・復興に関わる県と市町村の事業費見込み額を、現状で約2兆6千億

円になると試算した。国の災害復旧事業の負担金や熊本城復旧費などを加え、8月時点の試算より約1282億円増えた。このうち、国の補助制度新設や補助率かさ上げなどで、県の負担額は8月試算の8211億円から5591億円に減少。市町村分は8月試算から事業費が増えた影響で、3772億円から3815億円に微増するとした。

(蔵原博康)

みなし仮設申請1万件

22市町村 応急住宅の2倍以上

県は28日、熊本地震の被災者に民間賃貸住宅を提供する「みなし仮設住宅」の入居申請が1万1515件になったことを明らかにした。県が整備を進める応急仮設住宅の2倍以上。地震発生から5カ月を経過したが、「仮の住

まい」を求める申請は9月以降も1日平均45件のペースで増えている。

【29面に関連記事】

みなし仮設は、災害救助法に基づき自治体が既存の賃貸住宅を借り上げ

て無償提供する。応急仮設を造るより短時間で準備でき、被災者が希望に合う物件を選べるのも特徴。

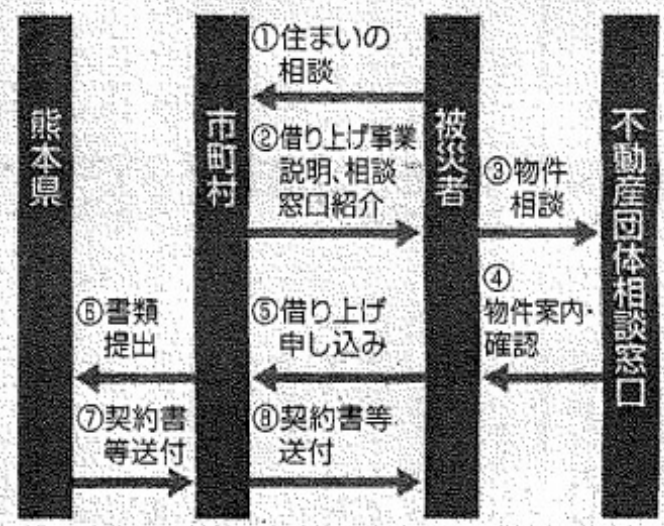
集計によると、みなし仮設の入居申請は22市町

村が受け付けている。最も多いのは熊本市の6154件。全体の約6割を占め、益城町1229件、南阿蘇村957件、宇城市361件などが続く。入居対象は当初、家屋が全壊した被災者に限られていたが、余震の多発で損傷が進んだり、居住が困難になったりする熊本地震の特殊性を踏まえて半壊まで要件が緩和された。現在も市町村の住宅被害調査が続いており、「半壊と判定された住民からの申請が目立つ」（県健康福祉政策課）という。

みなし仮設住宅の入居申請件数

熊本市	6,154	菊池市	55
益城町	1,229	合志市	53
南阿蘇村	957	八代市	44
宇城市	361	氷川町	30
御船町	290	甲佐町	27
宇土市	192	玉名市	17
大津町	172	山都町	10
西原村	141	玉東町	3
阿蘇市	112	美里町	3
嘉島町	99	南小国町	2
菊陽町	63	和水町	1
計	10,015	(9月28日、県集計)	

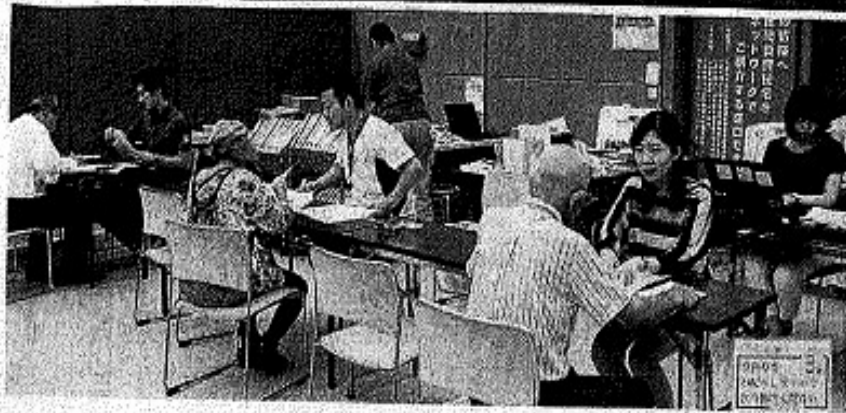
みなし仮設住宅提供の流れ



迷った末 決めた新居

「みなし仮設」申請 1万件超え

熊本市役所14階に設けられた「みなし仮設住宅」の相談・申し込み受け付け窓口＝28日



希望との不一致懸念 今後増加

熊本地震で住まいを失った被災者に、自治体が民間の賃貸住宅を借り上げて提供する「みなし仮設住宅」の申し込みが発生から5カ月を経ても続き、28日の集計で1万件を超えた。被災者はさまざまな事情を抱え、みなし仮設への入居を希望している。

28日午前、熊本市役所14階。みなし仮設に関する相談や申し込みを受け付ける窓口を、同市東区八反田の森田弘紀さん(76)、クエ子さん(74)夫婦が訪れた。

解体済み
45年間営んできた写真館兼自宅が全壊となった。「(近所に迷惑をかける)と、自分たちで業者を探し6月中旬に解体を済ませた。地震直後から同区に住む長女一家の家で夫婦で身を寄せている。居心地も良いが、「いつまでもいるわけにはいかない」と思い、

入居条件

市役所の窓口業務のピークは7月ごろ。1日約200件の相談や申し込みがあった。住宅被害の2次調査が進み、罹災証明書などみなし仮設の入居条件が整った世帯が多くなったからでは」と、窓口

公邸に特別招待



ディエー...

妻と二人で暮らす同市東区健軍の加藤肇さん(77)も近く、みなし仮設を申し込み込む。自宅は5月の1次判定で「一部損壊」だったが、今月中旬の2次判定で「半壊」となり、26日から解体を始めた。



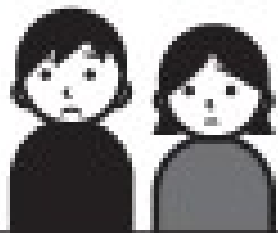
おかしくないか？

災害救助法

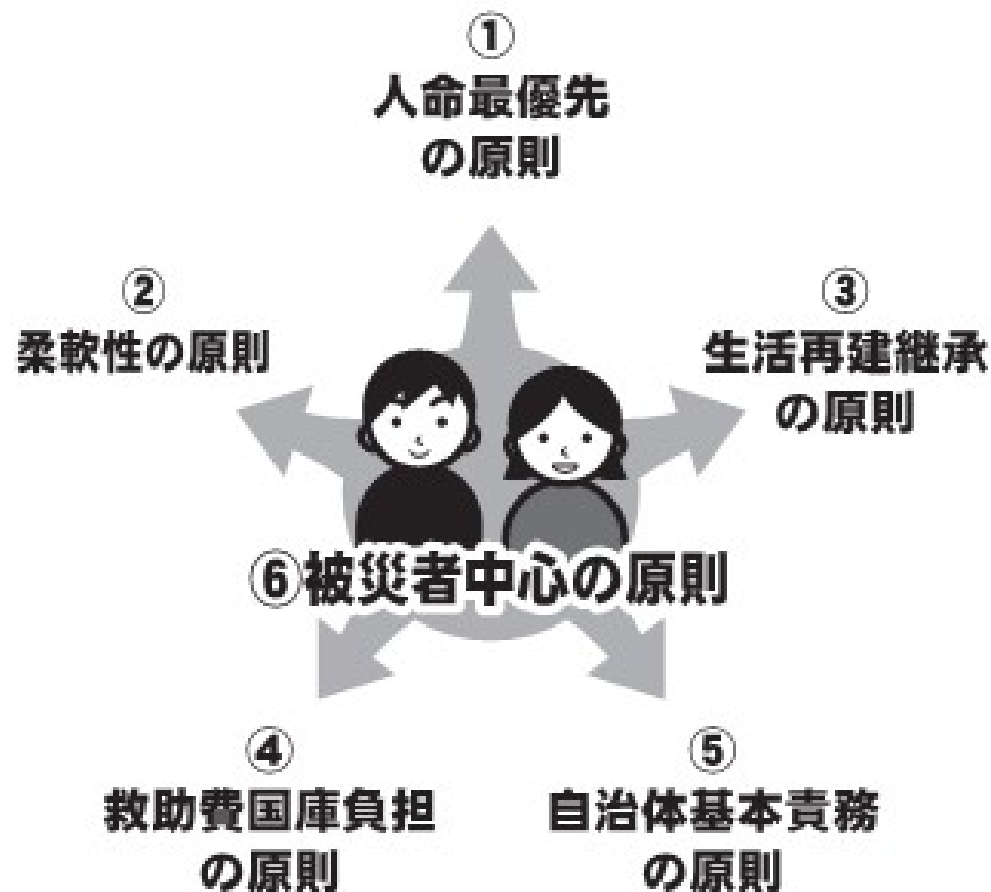
運用を根本的に見直すべき

旧・災害救助の5原則

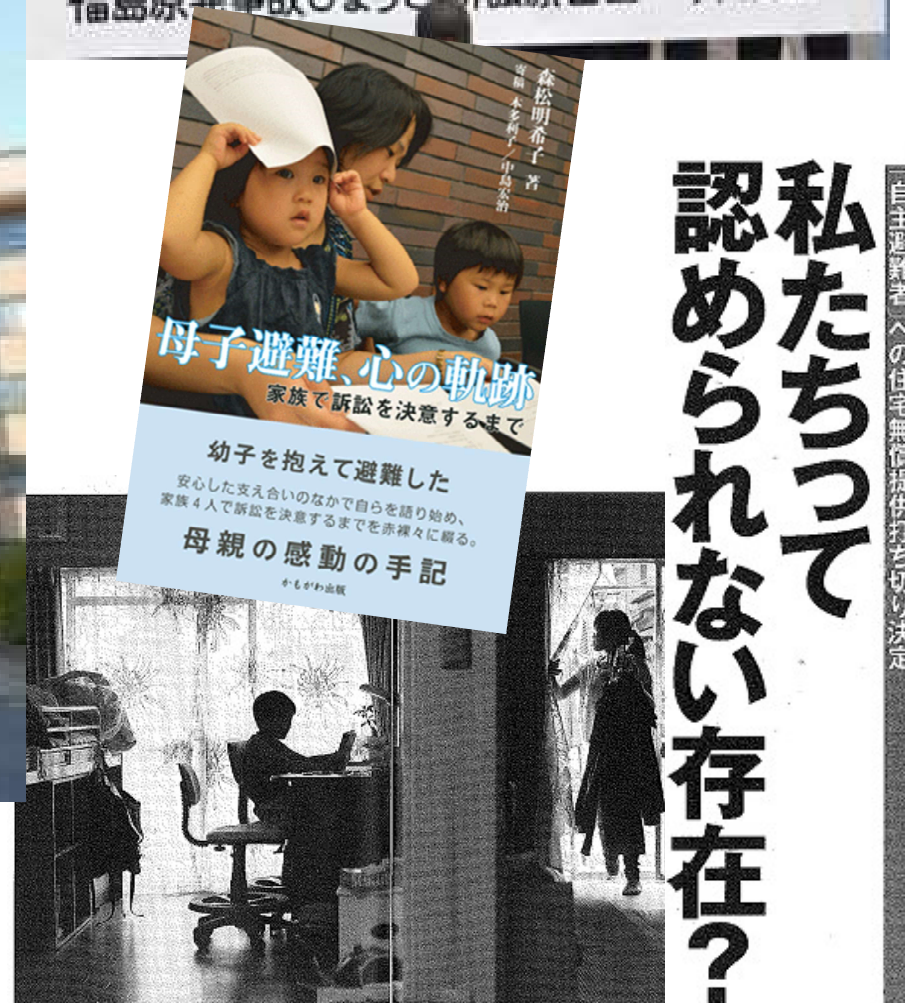
- ① 平等の原則
- ② 必要即応の原則
- ③ 現物給付の原則
- ④ 現在地救助の原則
- ⑤ 職権救助の原則



新・災害救助の6原則



原発避難者の現実



河津さん宅に取材に行ったのは午後3時ごろ。目の
目の先には、近所の子どもたちと遊ぶ娘の姿が。

平成29年3月17日判決言渡

平成25年(ワ)第478号損害賠償請求事件，平成26年(ワ)第111号損害賠償請求事件，同年(ワ)第466号損害賠償請求事件

原告137名（訴訟提起後3名死亡）

被告東京電力ホールディングス株式会社（被告東電）

被告国

判 決 要 旨

前橋地方裁判所民事第2部

第1 主文 判決骨子参照

第2 事案の概要等

1 原告らの請求の概要

本件は，原告137名が，原子力事業者である被告東電が運転等する福島第一原子力発電所（本件原発）の原子炉から放射性物質が放出される事故（本件事故）が発生したところ，本件事故の発生原因は，平成23年3月11日に発生した地震による地震動（本件地震動），本件原発に到来した津波（本件津波）又はその両者

9 個々の原告が被った損害等（相当因果関係及び損害各論）総論

(1) 個々の原告が被った損害については，平穩生活権の侵害により精神的苦痛を受けたかについて検討し，これにより精神的苦痛を受けた場合の慰謝料について，侵害された権利利益の具体的内容及び程度，避難の経緯及び避難生活の態様，家族等の状況その他年齢，性別等本件に現れた一切の事情を斟酌するのが相当と考える。

(2) 健康被害に係る精神的苦痛に対する慰謝料は，請求の対象となっていないから，慰謝料算定の考慮要素にはならず，上記苦痛に対する慰謝料についての支払は，本件請求についての弁済とはならない。



しかし認容された慰謝料額は低廉
なぜか？

4 避難の合理性についてのまとめ

(1) 以上によれば、低線量被ばくによる確率的影響の有無及び程度は、科学的には明らかではないといわざるを得ないものの、ICRPという国際的な委員会において、直線しきい値なしモデルが採用され、科学的にも説得力がある旨の勧告がなされているのであるから、当該移転者において、被告国等による避難指示の基準となる年間 20 mSv を下回る低線量被ばくによる健康被害を懸念することが科学的に不適切であるということまではできない。

.....

の指摘する諸事情を踏まえても、通常人ないし一般人において、科学的に不適切とまではいえない見解を基礎として、その生活において被ばくすると想定される放射線量が、本件事故によって相当なものへと高まったと考えられる地域に居住し続けることで生じる、本件事故によって放出された放射性物質による健康被害の危険を、単なる不安感や危惧感にとどまらない重いものと受け止めることも無理もないものといわなければならない。

判決本文

2 しかしながら、人は、多数の人間で構成されている社会において生活を営む存在であり、その中で意見の相違や軋轢が発生することは、一定程度不可避であるから、誰かの内心の静穏な感情を害したというだけでは、金銭をもって償うべき違法があるということとはできない。同様に、一定の政策が行われた場合に、当該政策の対象となった者とならなかった者が生じ、ならなかった者において精神的苦痛を受けたとしても、それだけで、金銭をもって償うべき違法があるということとはできない。

- 生活や住まいに対する具体的損害の当否を判断したものではない
- 自己決定という精神的権利に対する損害の受け止め方
- 住まいの損害という構成ではないがゆえの限界が課題

そして、震災22年目の現実



阪神淡路大震災22年目の現実

住

なお続く二重ローンの重荷

暮

区画整理・再開発の副作用に苦しむ

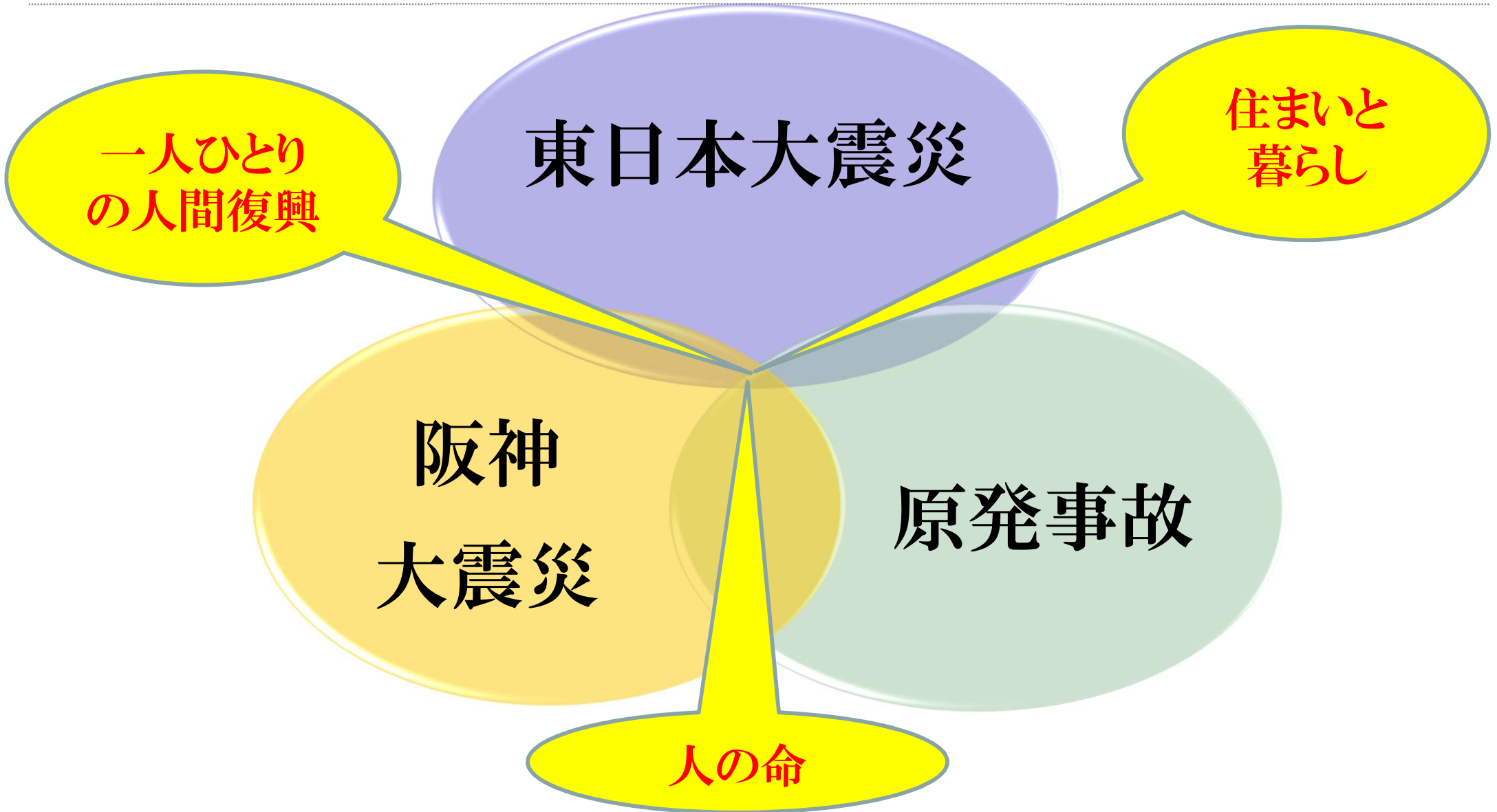
命

孤独死を生むコミュニティ

震災障がい者の放置

阪神教訓症候群

これまでの災害復興の教訓



「被災者」「避難者」とは誰なのか？



全壊・半壊の人？



強制避難した人？



行政が死と認めた人？



受・支援の資格ある人？

「被災者」「避難者」とは誰なのか？

災害

「暮らし」の毀損

「住まい」の揺らぎ

「いのち」の危険

自立の基盤が欠如

未回復

「被災者」「避難者」とは誰なのか？

応急期

カテゴライズ⇒集団的対応

復興期

個人の尊重⇒個別サポート

復興期の「被災者」「避難者」の支援とは

一人ひとりを大事にする

震災は、まさしく被災者の自立の基盤を根底から破壊した。そういう自立の基礎を失った被災者に対し、自立できるところまでの『公的支援』を行うことは、憲法の基底的原理たる『個人の尊重』原理から、当然要請される

(浦部法穂「被災者に対する『公的支援』と憲法」 「自由と正義」97年8月号)

憲法をリア充しよう

一人ひとりが大事にされ (13条)



安心して暮らし (平和的生存権)



望むように住み (13, 22, 25条)



命が大切にされる (13, 9, 25条)



そんな社会を自ら創る (国民主権)



一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会

お知らせ

私たちが目指すもの
Customs

会員一覧
List

会員になる
Membership

お問い合わせ
Contact

http://hitorihitori.jp/



会員になる



「私たちが目指すもの」および「規約」をご覧になり、趣旨に賛同いただける方は、下記より登録よろしくお願いいたします。
メンバーリストへ登録、定期的に案内等を送付させていただきます。

お名前 (必須)

組織名

部署・役職

住所 (必須)

「借上公営住宅」の強制的退去を考える

一人ひとりが大事にされる新たな災害復興法を目指して

会場 志すてっぶ KOBE セミナー室1・2

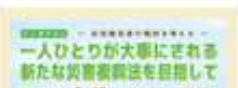
日時 2015年10月11日(日) 午後2時～5時

参加費 1,000円(税込) 学生500円

2015年
10/11日
14:00～17:00
(13:30開場)

10・11シンポジウム「借上公営住宅」の強制的退去を考える

日時：2015年10月11日(日) 午後2時～5時(午後1時45分開場) ※ 当日、午後1時～1時45分まで、兵庫県震災復興研究センター第12回総会を開催。会場：あすてっぶ K O B E セミナー室1・2 JR「神戸駅」徒歩7分



会員になる

趣旨に賛同いただける方は、こちらより登録よろしくお願いいたします。メンバーリストへ登録、定期的に案内等を送付させていただきます。



シンポジウム 一原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのかー一人ひとりが大事にされる新たな災害復興法を目指して

日時 2015年8月29日(土) 14:00～



(報告) 8月29日【一人ひとりが大事にされる新たな災害復興法を目指す】シンポジウムIN郡山を開催しました

被災者一人ひとりの視点に立った【一人ひとりが大事にされる災害復興法】の成立に向け、8月29日(土)に福島県の郡山市総合福祉センターでシンポジウムを開催しました。これまで、宮城(5月)・岩手(7月)で開催したこのシンポジ



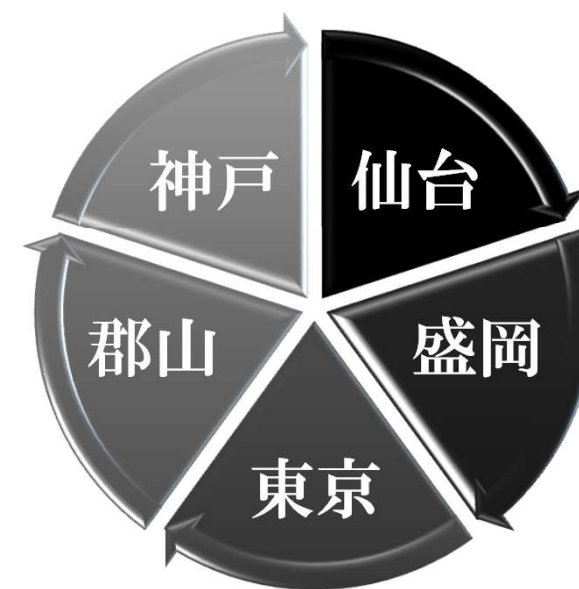
メディア掲載

メディアに掲載された記事をご確認ください。



8月28日 院内学習会 在宅被災者の実情と今後の支援のあり方考える

日時：2015年8月28日(金) 12:00～13:00 場所：衆議院第一議員会館 地下1F 第4会議室 プログラム：■国会議員からの挨拶 ■報告内容 1. 映像で見る在宅被災者の現実 2. 宮城県石巻市での在宅被災者の状



シンポジウム開催

新たな住まいの災害法を

災害時の
住まいの確保
に関する
基本法

災害救助法

建築基準法

公営住宅法

土地区画整理法

都市再開発法

大規模災害復興法

被災者生活再建支援法

原子力損害賠償法

子ども被災者支援法

新たな制度提案の5本柱

災害ケースマネジメントを実施する

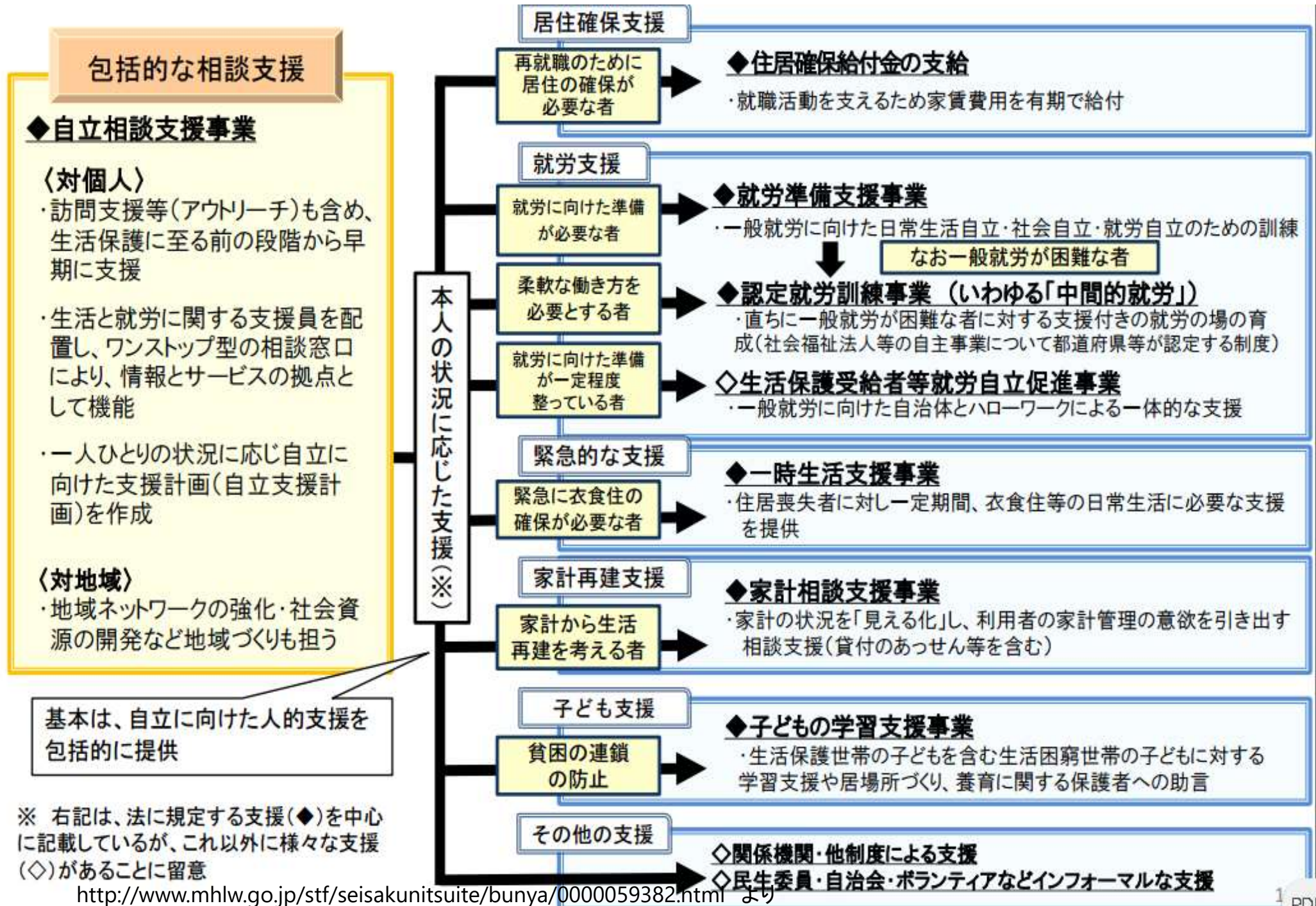
一人ひとりの被災者カルテをつくる（脱・罹災証明）

「生活再建支援員」と「生活再建支援センター」を
置く

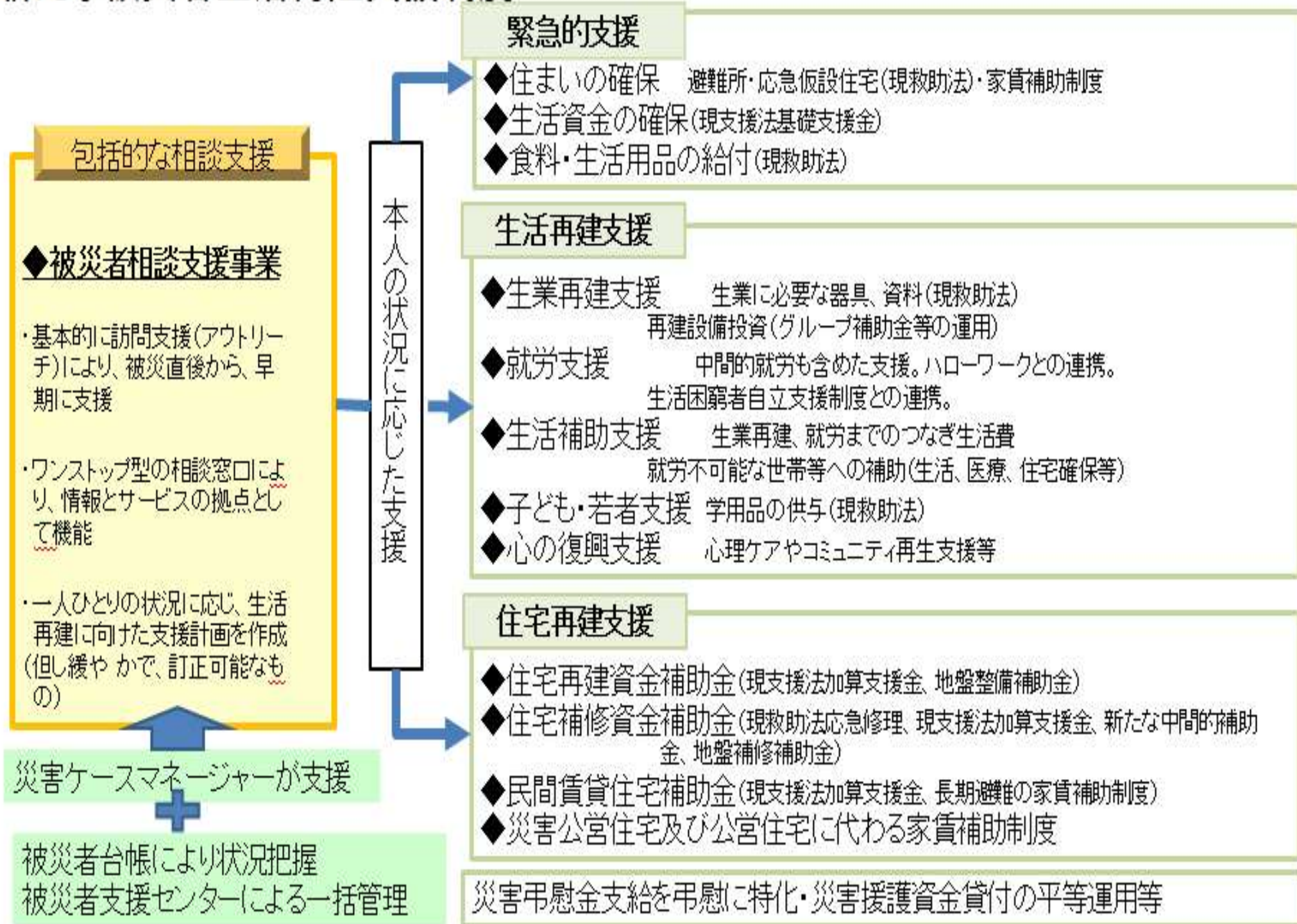
主軸は「補修」・「家賃補助」とする（脱・プレハブ
仮設）

平時に「災害救助協議会」と「救助基金」を設ける

例えば、参考に生活困窮者自立支援制度(H27.4～)



新たな被災者生活再建支援制度



こだわりたい思い

- **共感**し，他人事を我が事にすること
- **生の声**を届け続けること
- **全国**的な輪（連携）を広げること
- **経験**と**知恵**と**熱意**を結集すること
- ひたすら**コツコツ**やること
- **あきらめない**こと